別表十一付表の表中「他の通算法人の通算前所得金額の合計額（別表十八の三「４の計」）－(1)」を「他の通算法人の通算前所得金額の合計額（別表十八(三)「９の計」）－(1)」に、「他の通算法人の通算前欠損金額の合計額（別表十八の三「５の計」）」を「他の通算法人の通算前欠損金額の合計額（別表十八(三)「10の計」）」に、「他の対象通算法人の他の軽減対象所得金額の合計額（別表十八の三「６の計」）－(6)」を「他の対象通算法人の他の軽減対象所得金額の合計額（別表十八(三)「11の計」）－(6)」に、「他の対象通算法人（別表十八の三「７の計」）」を「他の対象通算法人の特定事業等欠損金額の合計額（別表十八(三)「12の計」）」に、「他の特例対象内国法人の通算前所得金額の合計額（別表十八の三「８の計」）－(10)」を「他の特例対象内国法人の通算前所得金額（別表十八(三)「13の計」）－(10)の合計額」に、「他の特例対象内国法人の通算前欠損金額の合計額（別表十八の三「９の計」）」を「他の特例対象内国法人の通算前欠損金額の合計額（別表十八(三)「14の計」）」に改め、同表の記載要領等第11号中「各欄」の次に「の記載に当たつて」を加え、「減算し」を「「別表四「26の①」＋「32の①」」の金額から減算し」に、「加算した金額を記載する」を「「別表四「26の①」＋「32の①」」の金額に加算して計算する」に改め、同第11号(1)中「「他の通算法人の通算前所得金額の合計額（別表十八の三「４の計」）－(1)(2)」」を「「他の通算法人の通算前所得金額の合計額（別表十八(三)「９の計」）－(1)(2)」」に改め、同号②中「「他の通算法人の通算前欠損金額の合計額（別表十八の三「５の計」）(4)」」を「「他の通算法人の通算前欠損金額の合計額（別表十八(三)「10の計」）(4)」」に改め、同号③中「「他の対象通算法人の他の軽減対象所得金額の合計額（別表十八の三「６の計」）－(6)(7)」」を「「他の対象通算法人の他の軽減対象所得金額の合計額（別表十八(三)「11の計」）－(6)(7)」」に改め、同号④中「「他の対象通算法人の特定事業等欠損金額の合計額（別表十八の三「７の計」）(9)」」を「「他の対象通算法人の特定事業等欠損金額の合計額（別表十八(三)「12の計」）(9)」」に改め、同号⑤中「「他の特例対象内国法人の通算前所得金額の合計額（別表十八の三「８の計」）－(10)(11)」」を「「他の特例対象内国法人の通算前所得金額の合計額（別表十八(三)「13の計」）－(10)(11)」」に改め、同号⑥中「「他の特例対象内国法人の通算前欠損金額の合計額（別表十八の三「９の計」）(13)」」を「「他の特例対象内国法人の通算前欠損金額の合計額（別表十八(三)「14の計」）(13)」」に改める。

別表十一付表の表中「他の通算法人の通算前所得金額の合計額（別表十八の三「10の計」）－(1)」を「他の通算法人の通算前所得金額の合計額（別表十八(三)「15の計」）－(1)」に、「他の通算法人の通算前欠損金額の合計額（別表十八の三「11の計」）」を「他の通算法人の通算前欠損金額の合計額（別表十八(三)「16の計」）」に、「他の対象通算法人の他の軽減対象所得金額の合計額（別表十八の三「12の計」）－(6)」を「他の対象通算法人の他の軽減対象所得金額の合計額（別表十八(三)「17の計」）－(6)」に、「他の対象通算法人（別表十八の三「13の計」）」を「他の対象通算法人の特定事業等欠損金額の合計額（別表十八(三)「18の計」）」に改め、同表の記載要領等第11号中「各欄」の次に「の記載に当たつて」を加え、「減算し」を「「別表四「26の①」＋「32の①」」の金額から減算し」に、「加算した金額を記載する」を「「別表四「26の①」＋「32の①」」の金額に加算して計算する」に改め、同第11号(1)中「「他の通算法人の通算前所得金額の合計（別表十八の三「10の計」）－(1)額(2)」」を「「他の通算法人の通算前所得金額の合計額（別表十八(三)「15の計」）－(1)(2)」」に改め、同号②中「「他の通算法人の通算前欠損金額の合計額（別表十八の三「11の計」）(4)」」を「「他の通算法人の通算前欠損金額の合計額（別表十八(三)「16の計」）(4)」」に改め、同号③中「「他の対象通算法人の他の軽減対象所得金額の合計額（別表十八の三「12の計」）－(6)(7)」」を「「他の対象通算法人の他の軽減対象所得金額の合計額（別表十八(三)「17の計」）－(6)(7)」」に改め、同号④中「「他の対象通算法人の特定事業等欠損金額の合計額（別表十八の三「13の計」）(9)」」を「「他の対象通算法人の特定事業等欠損金額の合計額（別表十八(三)「18の計」）(9)」」に改める。